

厚生委員会議録第二十四号

昭和二十五年四月八日(土曜日)

午後一時五十分開議

出席委員

委員長代理理事 松永 佛骨君

理事青柳 一郎君 理事大石 武一君

理事中川 俊思君 理事菊田アサノ君

理事金子與重郎君

田中 元君 丸山 直友君

亘 四郎君 渡部 義通君

委員外の出席者

参議院議員 中山 壽彦君

参議院参事 中野 武夫君

(法制局第一 部第一課長)

厚生事務官 小池 欣一君

厚生技官 津田 信夫君

参議院厚生 委員会専門員 草間 弘君

衆議院厚生 委員会専門員 川井 章知君

衆議院厚生 委員会専門員 引地亮太郎君

四月七日

精神衛生法案(参議院提出、参法第三号)

青少年飲酒防止法案(参議院提出、参法第一号)

の審査を本委員会に付託された。

同日

社会保険税法案に関する陳情書(東京都千代田区霞ヶ関三丁目三番地日本船主会長山田勝見外五名)(第七三〇号)

同和对策確立に関する陳情書(福井県知事小幡治和)(第七四六号)

あん摩、はり、きゅう、柔道整復等営業法改正に関する陳情書(岩手県

盛岡市北山九十番地岩手県立盲学校長大堂他人外一名)(第七五七号)
国民健康保険法の一部改正に関する陳情書(鳥取県議会議長中田吉雄)(第七五八号)
を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

精神衛生法案(参議院提出、参法第三号)

○松永委員長代理 これより会議を開きます。

まず精神衛生法案を議題といたします。質疑の通告がありますので、これを許します。青柳一郎君。

○青柳委員 私は昨日の本委員会におきまして、この法案施行に必要な予算のことについてお尋ねしたのであります。その調子を見ますと、来年度の予算におきましては精神病院補助費といたしまして、公立精神病院並びに代用精神病院の運営に必要な経費のみが計上せられておりまして、その総額は一億五百万円というところに相なっております。

この現在提案せられております法案を施行いたします際に必要な経費といたしまして、ちよつと考えてみますと、

いろいろあるのであります。病院、病室の増設もしなければなりません。その運営に必要な経費もなければなりません。また精神鑑定医の制度をしなれたのであります。これらの方々に各種の報酬といひますか、手当といひますかを支給するような法文にもなつて

おります。また巡回指導をいたすにいたしましても金がいります。精神衛生相談所についても金がいります。また知識を普及するにいたしましても、精神衛生審議会を設けるにいたしましても金がいりますのであります。そうなりますと、現在私の手元にございます予算の調べ一億円で、一方においてはこの予算のねらつておりますように、公立精神病院並びに代用病院に補助を行い、

一方においては各種の新しい施設を行うというところになります。非常にその点につきまして、どういふふうに行つて行かれるかという危惧を持つのであります。そこで私のお尋ねいたしました点は、政府御当局に対して、私が今あげましたように、新しく予算を必要とする事項につきまして、来年度におきましてどのくらいの経費がかかるかとお見込みになつておるかという点をお尋ねしたいと存じます。

○小池説明員 お答えいたします。本年度は仰せのように精神病院法によりますわず一億の経費によりまして、やる以外にないという状態になつておるのであります。来年度におきましては精神衛生相談所、あるいは精神衛生鑑定医、あるいは都道府県の行い、あるいはな精神衛生の一般業務等に相当な経費があるかと考えております。もちろつたに経費につきましては、二十六年度におきましてぜひ要求いたしたいとお認めを願ひましてやつて行きたいというふうに思つておりますが、その総額が幾らになるかということにつ

きましては、まだ確定的な計算をやつておりませんので、いづれ研究いたしまして、実施上遺憾のないようにやつて行きたいと考えております。

○青柳委員 そういたしますと、この一億円というものは、この予算に計上してあります通りに、公立並びに代用の精神病院に使う金であつて、この中からほかに向うというところをお考えになつておられるのはございせんか。

○小池説明員 お答え申し上げます。私どもといたしましては、大蔵省と協議いたしまして、流用できる範囲においては他に流用をいたしまして、精神衛生鑑定医等の旅費等に流用したいというふうに思つておるのであります。けれども、なか／＼事実上実施はむずかしいというふうにお考えしております。

○青柳委員 大体二十五年年度の予算。これは精神病院の補助でもつて、大体一ぱいと考えてよいものと思ひます。従つてそういたしますと、この法律は公布の日から施行するということになつておりますが、二十六年度までは施行するといひますと、精神衛生鑑定医の設置、あるいは精神衛生相談所を設けることができないような事態に相なるかもしれないのであります。その点につきましてはお考えを承りたい。

○中山参議院議員 この法案を出しますにつきましては、御承知のごとく今年度の予算というものはもうすでにきまつております。予算の更正をするというところが、これは大蔵当局とも数回交渉いたしました。したが、できがたい現状

にあります。それで今年度はとりあえず一億幾らの予算によつて、でき得るだけこの法案の趣旨に沿つて運営をする。しかしして明年度におきまして、これも予算の関係でありますから、今だちに明年度幾らの金を出してどうするといふことは、ちよつと申し上げにくいのでありますけれども、大蔵当局とも数回交渉をいたしまして、でき得る範囲において、なるべく多額の金を支出して、この法案の目的を達成するように努力をしよう。こういうふうな話合ひで実はこの法案を出したわけでありまして、今年度からこの予算を増額するということになりますと、この法案の提出ということが非常に困難な事情になりますので、この点はどうかさう御了承願つておきたいと思ひます。

○青柳委員 そういたしますと、提案者の御説明によりまして、この法案につきましては全部大蔵省の了解済みであるといふことは、はつきりいたしておりますか。

○中山参議院議員 この法案を出しますにつきましては、厚生省の方の主管局とも十二分の打合せをいたしてあります。また大蔵当局の方とも予算の関係で、数回私が交渉をいたして、今申しましたような了解のもとに、この法案を出すことに相なつたものであります。さう御承知を願つておきたいと思ひます。

○青柳委員 そういたしますと私は、これは希望でございますが、この精神

病院費の補助一億円の使い方について、この中から、精神鑑定医並びに精神衛生相談所の金も、大蔵省の了解を得ながら使いつつ、本年度中に機会を見つけて、全面的にこの精神病院費の補助の方も計画通りに、また新しい施設も、この法文にあるように実施して行かれるというふうになることを、私も大いに希望いたします。その点につきましても御自信のほどを承りたいと存じます。

○中山参議院議員 たいだいま青柳委員から御希望を承つたのでありますが、私も立案当時よりそういうような希望を持つてこの案を出したのでありますから、御希望に沿うように努力いたしたいと存じます。

○青柳委員 予算の点は私は了解いたしました。

次にお尋ねいたしたい点でございます。昨日も政府御当局がおられなかつた際でございますが、いろいろお尋ねしたのであります。私はこの法案の適用を受ける、生活保護を要する人について問題を限つて御質問をいたした。この法案によりますと、申請があつた際に鑑定医の診察を受けなくても入院できる人もあるし、またどうしても必要のあるときには受けるということになつておるので、この二種類があるということになると思うのであります。さう考へてよろしうございませうか。

○中原参議院法制局参事 法文解釈の上では、たいだいまおつしやいました通りでございます。

○青柳委員 そうして診察を受ける必要がある人については、府県知事が強制的に入院させる道を講じてあります。

す。その際に入院に要する経費は都道府県が負担する。そうしてそのうちの半額を国庫が補助する。こういうことに相なつておると解釈してよろしいのであります。

○中原参議院法制局参事 たいだいま御質問がありました通りの解釈でございます。

○青柳委員 そういたしますと、残つた生活保護を受ける人、それはどういう人かといふと、鑑定医の診察を受けて入院できる人と、鑑定医の診察を受けても強制的でなく入院する人と、その二種類が残ると思うのです。その解釈してよろしうございませうか。

○中原参議院法制局参事 さうでございます。

○青柳委員 そういたしますと、たいだいまのあとで申し上げた人々は、生活保護による医療扶助を受ける者と解釈してよろしうございませうか。

○中原参議院法制局参事 その通りでございます。

○青柳委員 そういたしますと、結局こういうことが残るのであります。貧乏な人の家で精神病になつた。その人は鑑定医の審査を必要があつて受けた。そうして強制的に本人並びに保護者の同意なくして都道府県知事が入院させたというときには、国庫から出る入院費は二分の一である。その他の場合には生活保護でありますから、国庫から出る金は八割だ。こういうふうになることになりまして、その間に不均衡な点が出て来ると思うのでございませうが、この点につきましてお考えなされたことがあり、どういふふうな結論がついておりますか。こういう点を

承りたいと思ひます。

○中原参議院法制局参事 たいだいま御指摘になりました二分の一の補助と、十分の八の補助との差を平均化すると申しますか、差別がつかないようになり算的な手当をする必要があつたのでございませうが、そういう予算措置につきましても、たいだいま中山議員から御説明がありまして、たいだいまの増額をすることができなかつたのでございませう。そのためにやむを得ず本年度は、たいだいま御指摘のような差がつくことになりました。それでこの法案を運用するにあたりまして、生活保護法の適用を受けるような人に対しては、できるだけ二十九條による知事への入院措置は講じないようになり、保護義務者を勧奨いたしまして、なるべくなすなわち三十三條による保護義務者の同意による入院措置をとるようになり向けて行こうというふうな運用によりまして、できるだけ生活保護法の適用を受け得る者については、生活保護法の費用をやつて行こうという運用上の方針を一応打合せでございます。

○青柳委員 たいだいま論議しておりますような生活保護を受ける人で、都道府県知事の強制入院を命ぜられる人は至つて少いのであります。少なければこの人々の入院費に対する国庫の負担を半分から十分の八にする。これは現在の生活保護法はなお余裕があるといふような御当局の御説明でありますので、大してむづかしいことはない。私は存じておるのであります。しかしながらその点はいろいろ御当局同士でもお話し合はなつたといふことでございませうので、将来の機会におお考へ

おきを願ひたいと存じます。

次に私がお尋ねいたしたいのは、これは政府御当局に対してでありませうが、今度のこの法律によりましては、新しくその対象として精神薄弱者及び精神病質者を加えられたのであります。しかしこれらすべての、いわゆる大さきくひつくるめまして精神病者の私宅監置は一年間を限つておるのであります。現在のベッドからいたしまして、ベッドの数が非常に少いと思つたのでございませうが、御当局におかれましてはこの新しい法律によつて、どの程度の増床を必要とお考へになつておりますか。その点を承らしていただきたいと存じます。

○津田説明員 従来の精神病者に加ふるに、薄弱者と変質者を加へまして、その数はラフに見積りまして、従来の数のほぼ五倍に達すると思つたのでございませうが、現在私宅に監置してあります精神病者、精神病者のその内容を分析いたしてみますと、従来言つております精神病者、つまり狭義の精神病者がほとんど大部分で八五％から九〇％を占めておりまして、薄弱者及び変質者は私宅に監置されておるのは非常に少い。こういう現状でございます。それから精神病者も全部これを收容するわけではなく、強制的に入院せしめたい者は、自身を傷つけ、なにし他人に害を及ぼし、社会公安上害のある者、こういうことになつておりますので、その数はおのずからまた少くなると思はれます。従ひまして、私どももいたしましては、はば四百万に近いすべての精神病者のうちで、どうしても監置、監護ないし保護を必要とする精神病者の数は、現状にお

きましては十二万近いものではなからうかといふことを一応想像しております。しかし現在の状況では、それだけのものをすべて收容するということは不可能な状況でございませう。とりあえず五箇年計画をもちまして四万床、これは人口一万人に対して五といふ数になります。先ほどの十二万は人口一万人に対して十五といふ数になつております。ちなみに一九四九年のアメリカにおいては、人口一万人に対して五十といふ数になつております。とりあえず五箇年計画をもちまして四万床つくりたい、かように考へております。

○青柳委員 そういたしますと、四万床できれば私宅監置を廃止し得るのに十分であるといふふうな考へることはできるものであります。

○津田説明員 現在精神病者監護法によりまして、私宅監置をされております者は二千六百名ほどでございます。それに対しては精神病床のあいておりますものは、現在二千三百ほどでございます。とにかく新しいものを入れずに今監置されている者だけを收容するとすれば、あと四百ふえるだけでもどうか收容できることになつて、ところ現在の精神病院におきましては、病床の回転率が毎月一〇％になつております。一年間たちますと、ほぼ十二割の患者を完全に回転させることができてと想像しておりますが、その辺のことは推察いたしまして、私宅監置の者は、一年の余裕期間で一応は何とか片づくのではなからうかと想像いたしております。

○青柳委員 精神病院は、他の病院と違つて、一床あたりつくりましますのに、大して金がかかぬと思ひますが、ど

のくらいを必要とするものでありますか。

○津田説明員 昭和二十五年度の公共事業費におきまして、精神病院といいたしましては、坪一万九千円、こういう単価で八百坪の増床の計画を立てております。精神病院も特殊医療の面が、従来と違つてずいぶん加わりますので、従来考えていたような非常な低額でできるということにも参らぬのではなからうか。かように想像いたしております。

○青柳委員 一床当りに直すとどのくらいでしょうか。

○津田説明員 一床六坪ないし八坪と言つております。

○青柳委員 ただいまのお話を承つておりますと、五箇年計画で四万床、平均一年に八千床というものを計画なさつておるようであります。この予算措置につきましても、提案者の方もわれわれと一緒に十分御努力のほどを切に希望いたします。これをもつて私の質問を終ります。

○松永委員長代理 他に御質疑はございませんか。ちよつと速記を中止してください。

〔速記中止〕

○松永委員長代理 それでは速記を始めてください。

お諮りいたします。本法案の質疑も終了いたしていると存じますので、この際質疑を打切るに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松永委員長代理 御異議がなければ、本法案の質疑はこれをもつて打切ることいたします。

本日はこれをもつて散会いたします。次会は公報によつて御通知申し上げます。

午後二時十八分散会

第七回国会衆議院厚生委員會議録第十

五号中正誤

頁 段 行

誤 正

三一 六

付 介助の給 介助

四二 二十四

個々 個々

四三 三十九

あん摩師 あん摩師

六四 二十四

あん摩師 あん摩師

七四 三十二

現住地 現在地

七五 三

第十條 第七十條

昭和二十五年五月四日印刷

昭和二十五年五月六日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷 庁